

## 金沢地方裁判所委員会（第19回）議事概要

### 1 開催日時

7月5日(月)午後1時30分～午後4時00分

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者（50音順）

浅野正委員，荒木龍平委員，大島隆明委員長，大橋のり子委員，田中則男委員，長崎誠委員，野田政仁委員，萩原扶未子委員，福本知行委員，源孝治委員

（オブザーバー）

松田光代弁護士，畦地地裁民事首席書記官，伊藤地裁刑事首席書記官，河合地裁事務局長

（事務担当者）

高鍬地検企画調査課長，橋正地検企画係長，原田地裁総務課長，川岸地裁総務課課長補佐，松浦地裁庶務係長

### 4 意見交換のテーマ

法教育について

### 5 進行

(1) 委員長選任

(2) 各庁における取組状況の説明

(3) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換のテーマ

未定

(4) 次回開催期日

平成24年12月4日午後1時30分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

( 〃 は委員長の発言・ 〃 は委員の発言・ 〃 はオブザーバー等の発言 )

【裁判所見学や模擬裁判の募集方法等について】

各学校に裁判所見学や模擬裁判の申込みを依頼しても、各校とも授業の年間のカリキュラムが決まっているため、申込みは少ない。教育委員会に対する働きかけが必要ではないか。

学校のカリキュラムに夏休み中の裁判所見学など法教育に関する授業を取り入れることについては、先生の熱意に頼っているのが現状である。また、選挙に関心のない若者に投票を呼びかけるよう大学の先生に頼んでみたりすることもあるが、社会科のうち公民分野の授業が高校では選択科目となっているため、選挙や裁判のことをよく知らずに大人になる人がいる。文部科学省に働きかけ、法の授業をカリキュラムに必ず取り入れるようにしてもらうことが必要である。

法曹三者が学校と連携した上で法教育の研究会を立ち上げ、体系的にやっていくことも考えられる。

小・中・高・大学生に仕事とはどういうものかを見てもらう「ジョブカフェ」という組織があるが、そちらと提携することも考えられる。

子どもたちが法曹三者から法律の仕組みについて説明を受けたり体験学習をしたりすることは、今後、紛争等に巻き込まれたときの解決方法を認識できるよい機会となるので、今後も続けてほしい。

中学・高校の教師に聞いた話によると、現場では病気で休暇を取得している教師のカバーなどに追われ、法教育に取り組む余裕は全くないようである。進学校では特に時間に追われているようで、教育委員会から現場に投げかけたとしても、その辺りの問題を解決しないと法教育に関する授業を取り入れることは難しいと思われる。

各学校で授業時間が減少し，そのため補講をしている現状では厳しいと思う。

これまでは，少し余裕のある期末テストが終わった時期とかに裁判所に来てもらったこともある。

石川県は進学率が高く，高校3年生に対しては受験のための，大学4年生に対しては就職のための指導が中心となっているので，時間的に余裕のある1年生の時期のカリキュラムに取り入れればいいのではないか。

#### 【法教育の対象について】

裁判員裁判が始まる当初は，各地でDVDの上映をするなどしていた。法教育についての出前講座を行っていることをもっとオープンにして，町内会や公民館で講座を実施すれば，一般の人に対して広く周知できると思われる。

実際に教師に聞いたところによると，日銀や税務署などの官公庁も生徒たちに仕事の内容を説明させてほしいとアピールに来ているらしいので，出前講座や模擬裁判などを授業の一環に取り入れてもらうことについては競争が激しいと思われる。子どもと大人の教育は法教育の両輪であり，大人の教育をすれば子どもの教育にもつながるので，大人の教育を充実することも大切である。法人会などに働きかけをすることも考えられる。

家庭の中で法律について話が出ればいいが，そんな話にはなかなかならない。大人の教育が必要である。

#### 【法教育の今後の取組みについて】

体験型の取組にはなるべく多くの人に参加していただきたいと考えているが，具体的な取組としてはどのようなものが考えられるか。

参加者に特定の事件を題材にしたDVDや模擬裁判を見てもらい，その事件についての模擬評議を行うということが考えられる。何組かに分けても実施することが可能なので，多くの人に参加してもらうことができると思われる。

一般向けに法教育に関する親子公開講座を休日に実施すれば参加しやすいのではないか。

夏休みに企画すれば，自由研究の題材にしやすいのではないか。

模擬裁判など法教育の教材のバリエーションがあまりないように思う。模擬裁判のシナリオが裁判員裁判の始まった頃からワンパターンである。教材の開発も大切である。

#### 【その他】

石川県などのホームページでは細かい項目が選択できるようになっている。裁判所のホームページもメニューを細かく分かりやすくし，アクセスしやすくすれば出前講座などの依頼も増えるのではないか。

裁判もののドラマが司法の実態とかけ離れており，視聴者が勘違いするように思える。子どもも見ておりメディアの影響は大きいので，実態を正確に反映するだけでも法律の知識に触れる上でだいぶ違うと思う。

新庁舎では見学者に対する説明施設などにも配慮してもらいたい。

見学者に対する説明担当者について，訓練や研修が重要である。見学者の年齢層によって説明のレベルを変えることも必要である。